

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	対人地雷禁止条約締約国会議等分担金	種別	分担金	30年度 予算額	6,135千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際連合欧州本部						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：対人地雷禁止条約は、一般市民に対し無差別な被害を与え紛争終結後も復興と開発の大きな障害となる対人地雷の廃絶を目指して、有志国やNGO等が中心となって進めた、いわゆる「オタワ・プロセス」を通じて作成されたもので、1999年3月1日に発効した。対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止するほか、貯蔵されている対人地雷の廃棄、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄等を締約国に義務づけ、また被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とする。2018年5月時点、加盟国・地域数は164。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：対人地雷禁止条約では、条約の規定に基づき、毎年締約国会議（第11条）又は検討会議（5年に1度、第12条）のいずれかを開催しており、その会議開催に係る費用は締約国及び会議に参加した非締約国が負担する（第14条）。本会議では、条約のこれまでの成果と今後の課題、及びその解決に向けた取組に関する議論が行われており、会議での議論を通じて、対人地雷のない世界の実現に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。</p> <p>なお、日本を含む締約国等からの拠出金は、国際連合欧州本部に支出されるが、実際に使途の決定を行うのは、条約の事務局機能を担う対人地雷禁止条約履行支援ユニット（以下、ISU）である。なお、ISUは効率性を追求した結果、定員を2.6名（注：構成については以下4参照）とした小規模な組織となっており、国連欧州本部はロジスティック面の支援を行っている。（ただし、本件分担金は会議開催経費のみに充てられ、ISU活動経費は含まれていない。）</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・対人地雷禁止条約では、対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させるため、締約国に対し対人地雷を全面的に禁止する義務を課し、この条約の普遍化を促進することを奨励し、これらの履行状況を含む条約の運用及び締結状況等を検討するために5年に1度検討会議を開催することを規定している。直近では、2014年6月にモザンビークにおいて第3回検討会議が開催され、会議の成果文書として、貯蔵地雷廃棄、埋設地雷除去、被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的な行動を記載した「マプト行動計画」が採択された。2019年に開催が予定される第4回検討会議までの間、締約国は「マプト行動計画」に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価する。2017年12月には、直近の会議である第16回締約国会議がウィーン（オーストリア）で開催され、第15回締約国会議から1年間の条約の進捗状況が報告された。</p> <p>・また、第3回検討会議では、締約国のコミットメントを謳う政治宣言である「マプト+15宣言」が採択され、2025年までに対人地雷が引き起こす苦痛及び犠牲を終止させるとの政治目標が掲げられた。この「マプト+15宣言」は、条約締約国だけでなく、地雷分野にかかわる国際機関やNGOにとっての活動指針となっている。</p> <p>・対人地雷禁止条約の目的は、「持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ」と深く関わっており、埋設地雷の除去による土地の開放は目標1（貧困）、2（飢餓）、3（保健）、4（教育）、6（水・衛生）、11（都市）、16（平和・公正）と、被害者支援は目標1、3、4、8（成長・雇用）、9（イノベーション）、10（不平等の是正）、16と、国際協力案件として実施される危険回避教育は目標1、2、3、4、6、11、16に直接的に貢献するものであり、また、貯蔵地雷の廃棄は目標5（ジェンダー）、16に間接的に貢献している。</p> <p>・対人地雷禁止条約は既に多くの国が締結していることもあり、2014年8月以降は新規締約国がなかったが、普遍化の促進に対する取組の結果、2017年12月にスリランカとパレスチナが条約に加入し、締約国・地域数は164となった。</p> <p>・貯蔵されている対人地雷の廃棄（第4条）に関しては、第16回締約国会議において、2017年4月にベラルーシが貯蔵対人地雷の廃棄を完了した旨宣言した。条約発効以降、締約国等により通算で約5,100万個の貯蔵地雷が廃棄され（2016年12月より1年間で約200万個が廃棄）、条約締約国のうち159か国が貯蔵対人地雷廃棄を完了した（又は当初より対人地雷を所有していない）。なお、現時点で貯蔵弾の廃棄作業中であるギリシャ、ウクライナ、オマーンの義務の早期履行が今後の課題となる（新規締結したスリランカ、パレスチナの貯蔵状況は報告書の提出をもって明らかとなる）。</p> <p>・地雷敷設地域における対人地雷の廃棄（第5条）に関しては、第16回締約国会議において、2017年3月にアルジェリアが地雷敷設地域の除去作業を完了した旨宣言した。国際NGOの報告によれば、埋設地雷の除去活動等により、2016年の1年間で、170km²の土地が開放され、23万2000個以上の対人地雷が廃棄された。2012年から2016年までの5年間で、約927km²の土地が開放され、約110万個の対人地雷が廃棄された。他方、アフガニスタン、カンボジア、タイ、イラク等未だに対人地雷の深刻な汚染地域を国内に広範囲に有している国も存在し、また新規の対人地雷の利用によって汚染地域が拡大している。</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年9月から開催される国連総会では、毎年提出される対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の履行に関する決議（A/RES/72/53）に加え、隔年で提出されている地雷対策支援決議（A/72/444）が、2017年も採択された。それに先立つ6月には、地雷対策に特化した国連安保理決議としては初めての決議となる、地雷対策に関する国連安保理決議（第2365号）が、国連安保理第7992会合において全会一致で採択されるなど、地雷問題に対する国際的な議論は活性化している。 ・対人地雷禁止条約の下での締約国会議、検討会議での議論やその他の活動については、ホームページを通じて、積極的に对外発信されている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント（声明）や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。 ・対人地雷禁止条約は、地雷対策分野に携わる他の国際機関（国連地雷対策サービス部（UNMAS）、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、赤十字国際委員会（ICRC）、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（GICHD）等）のほか、オタワ・プロセスを主導した地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）等の国際NGOに対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。また、締約国だけでなく、国際機関やNGOがそれぞれの立場から、条約の着実な履行や今後の課題への対処に関する意見を述べることで、条約の運用の鈍化を防止している。 ・クラスター弾の禁止・規制を目的とするクラスター弾に関する条約（2010年発効）は、対人地雷禁止条約と双子の条約とも呼ばれており、規制対象とする兵器は異なるものの、規制内容や条約上の制度が似ている。特に両条約とも、国際的な協力及び援助を規定し、被害者支援を積極的に懲罰している点は、グッド・プラクティスの共有等による相乗効果が期待できる分野であり、実際には、対人地雷禁止条約の国際協力・支援委員会とクラスター弾に関する条約の被害者支援委員会が共同シンポジウムを開催し、その成果文書として「被害者支援のための統合アプローチに関するガイダンス」が作成された。 ・地雷対策関係者が一同に会する第21回国際地雷対策プログラム責任者会合（2018年2月）の「成功のためのパートナーシップ」に関するセッションでは、志野在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使が議長を務め、国連地雷対策サービス部（UNMAS）、国連人道問題調整事務所（OCHA）、アフリカ連合（AU）、欧州連合（EU）の地雷対策関係者をパネリストに迎え、対人地雷禁止条約が掲げる2025年までの地雷のない世界の実現を見据えたパートナーシップの強化に関する議論を促進させた。 ・日本は、締約国会議及び検討会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加するとともに、日本の取組について発信している。2017年に開催された第16回締約国会議においては、一般討論、普遍化促進、国際協力・支援、被害者支援の各分野でステートメント（声明）を発表して、前回の会議（2016年）以降の条約履行の日本の取組をアピールするとともに、義務の履行が進んでいない締約国に対し条約の遵守を呼びかける等の発言を行った。 ・公式会合以外に開催される非公式協議にも参加している。第16回締約国会議の議長が、普遍化を促進するための非公式作業部会を立ち上げた際には日本もメンバーに選ばれ、普遍化促進のためのアプローチに関する意見を述べるなどして貢献した。 ・その他、シンポジウム、セミナーにも参加しており、「被害者支援のための統合アプローチに関するガイダンス」作成にあたっては日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力について紹介したところ、グッド・プラクティスとして掲載されている。
2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2017年12月、結果及び対応：特段の指摘事項なし（国連欧州本部及びジュネーブ拠点の事業体における経営資源計画（Umoja）履行監査） ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年2月（2016年度）※ 請求システムの変更により、2017年の報告書は2019年請求書発出時に送付される。 ・余剰金又は不足金が発生した場合には、調整された国連分担率に基づき各締約国に還元され、次年度の請求額と相殺される。 ・分担金の支払いが遅延している締約国が多数あり、開催経費が不足していることにより会議日程を短縮せざるを得ない事態が2016年から2年連続しており、支払いを実施している締約国と国際機関、ISU等は現状を憂慮している。国連欧州本部は、締約国会議等に出席して拠出を呼びかける、分担金支払い状況をホームページで公開するなどして、延滞国に対してすみやかな支払を促す措置を行ったところ、一部の延滞国が支払に転じており、今後もその効果が期待されている。
3 日本の外交課題遂行における有	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、日本の安全保障と国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でも対人地雷については、対人地雷禁止条約発効以前からその人道的・経済的な影響を懸念し、対人地雷の規制に積極的に関わってきた。本件分担金を拠出することは、対人地雷問題の解決に不可欠な役割を果たす対人地雷禁止条約の効果的な運用の確保につながるもので、条約上の義務というだけでなく、軍縮・不拡散の促進に資するものである。本件分担金による成果は、上記1のとおり。

用性・重要性

- ・日本は対人地雷禁止条約の締約国として、貯蔵地雷の廃棄や国内法の制定、毎年の年次報告書の提出など、条約が規定する義務を直実に履行しており、また条約が奨励する国際協力・支援や普遍化促進のための働きかけを積極的に行っている。対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させるとの条約目的を共有しており、直近の検討会議で採択された「マプト行動計画」や「マプト+15 宣言」は日本の立場にも沿った内容であった。
- ・条約の様々な規定の中でも、日本は特に普遍化と国際協力・支援を重視しており、締約国会議等において言及したところ、議長が主催する普遍化に関する非公式作業部会のメンバーに選出された。2017 年度に開催された 2 回の会合に出席し、議長や他のメンバー国と共に普遍化促進の取組について議論し、積極的な提案を行った。
- ・対人地雷禁止条約の締約国会議、検討会議、その他の非公式会合等の関連会合においては、すべての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席するすべての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。
- ・議長や各調整役の委員は、締約国が立候補し、締約国会議（又は検討会議）で承認を受けて就任する。
- ・日本は、開発協力の重点課題である普遍的価値の共有と平和で安全な社会を実現させるべく、二国間支援において、地雷・不発弾除去、被害者支援や危険回避教育を実施している一方、本条約は、加盟国に対して対人地雷の使用や開発の禁止、及び貯蔵地雷廃棄・汚染地の除去を規定し、除去活動や被害者支援における国際協力を促進している。なお、国際 NGO の報告によれば、2012 年から 2016 年の 5 年間における被害者支援や危険回避教育を含めた地雷・不発弾分野への日本の貢献は米国、EU に次ぐ世界第 3 位の規模である。
- ・軍縮・不拡散を実質的に促進させるためにはより多くの国が同じ目標に向かって努力することが重要であり、地雷対策の分野においても、本条約が機能して、条約の規定に基づく各国の貯蔵地雷の廃棄等の義務の履行や国際的な協力・支援を促進していることは、地雷問題の解決に極めて大きな意義を有する。
- ・2016 年以降、毎年 2 月下旬から 3 月上旬に ISU に対する資金拠出のプレッジ（事前通報）を行うプレッジング会合が開催されており、日本からは第 1 回目以降毎年、外務大臣政務官が出席している。2018 年 2 月 27 に開催された第 3 回プレッジング会合には堀井学外務大臣政務官が出席し、日本の対人地雷問題への取組を紹介するとともに、平成 30 年度予算として日本から ISU に任意拠出する旨を表明した。
- ・第 3 回検討会議には、石原宏高外務大臣政務官（当時）が日本国代表団の首席代表として出席し、ハイレベル・セッションでステートメントを発表し、それまでの日本の地雷対策支援の実績を振り返るとともに、今後の日本の地雷対策支援のアプローチを表明した。
- ・対人地雷禁止条約の各会合は、NGO、NPO を含む市民社会がオブザーバーとして参加することが認められており、第 3 回検討会議に日本の NGO が参加するなどの実績がある。また、日本の NGO もメンバーとなっている地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）は毎年会合に参加しており、第 16 回締約国会議でも各議題においてステートメントを実施するなど積極的に参加している。また、会議に参加する NGO 等が希望した際には、会議期間中にサイドイベントを開催することが可能であり、組織の取組を紹介、アピールする機会を設けることができる。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	164	2.6	0	0	0%	0	0
<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を含む締約国等からの拠出金は、国際連合欧州本部に支出されるが、実際に条約の事務局機能を担うのは対人地雷禁止条約 ISU であるため、ここには同 ISU の日本人職員・ポストの状況等を記載している。ただし、本件分担金は会議の通訳・文書翻訳等の会議開催経費であり、ISU 活動経費は別途、日本を含めた加盟国の任意拠出金によって賄われている。 ・ISU の定員は 2.6 名であり、事務局長を含む 2 名がフルタイム勤務、0.6 名がパートタイム勤務の形態をとっている。 ・ISU の活動経費は任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が 2.6 人となっている。定員数が極めて小さく、また現時点で空席がないために日本人の採用が困難となっている。 							

	<p>・ ISU は、締約国会議の決定に基づいて最小限度の人員(2.6名)で運営する機関であり、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1相当以上)のポストが存在しない。</p>	
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	<p>締約国会議(又は検討会議)議長と ISU の間で行われる協議を経て、次年度の会議開催日程案及び予算案を作成する。例年11月~12月に開催される締約国会議(検討会議は夏季に開催される場合がある)に先だって、締約国に対して、同日程案と予算案が提示される。締約国会議(又は検討会議)において、議長国又は ISU 事務局から説明を受け、要すれば修正の上、締約国によって承認される。</p>
	DO	<p>締約国会議(又は検討会議)で決定された活動計画及び予算案について、国連分担率を基に調整された分担率に基づき締約国及び会議参加国に国連欧州本部が支払請求書を送付。支払請求書の送付のタイミングによるが、例年新年度が開始して間もなく日本から分担金を拠出する。日本を含む各国から拠出された分担金と合わせ、議長国と ISU のイニシアティブに基づき使途を決定しつつ、前回会議の決定に従い会議を開催する。</p>
	CHECK	<p>国連の監査規定に従い、外部監査機関が財政状況・運営を監査。また、前年の決算内容については、国連欧州本部が決算報告書を作成し、締約国及び会議参加国へ文書で報告する。分担金の拠出国は、内容に疑義があれば、国連欧州本部内の財政部に照会し、回答を求めることができる。また、問題点があれば締約国会議(又は検討会議)において提起することが可能。日本側からも、外務本省及び(又は)軍縮会議日本政府代表部の職員を締約国会議(又は検討会議)に派遣し、より効率的な運用に向けた検討を可能としている。</p>
	ACT	<p>ISU は、監査結果及び締約国から指摘された問題点等を受け、次年度の議長国等と適宜協議しつつ、会議開催に係る運営の改善及び拠出の運用改善を行う。</p> <p>・ 日本からの分担金は、会議開催経費用を調整された国連分担率に基づいた割合で請求されたものであり、会議開催経費として一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。</p>
担当課室名	通常兵器室	